

令和 2 年度奥州市国民健康保険
特別会計補正予算（第 7 号）

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計補正予算（第7号）

令和2年度奥州市の国民健康保険特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる直営診療施設勘定の事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計
補正予算（第7号）（直営診療施設勘定）

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
発熱外来施設設置等委託業務	令和3年度	1,361 千円

令和2年度奥州市国民健康保険特別会計
補正予算（第7号）（直営診療施設勘定）に関する説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国 県 支出金	地方債	その他	
発熱外来施設設置 等委託業務	千円 1,361	年度	千円	年度	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,361				1,361	1,361			